

松山市市民後見人養成講座（基礎編）開催要領

1. 目的

松山市内の成年後見事業の利用を促進するため、当面の活動として認知症高齢者及び知的・精神障がい者の生活支援や後見等の補助業務にあたる人材の養成を目指しこの講座を開催する。

2. 受講者

受講にあたっては以下のすべてに該当する方を対象とします（※基調講演を除く）。

- (1) 年齢が 25 歳以上の方
- (2) 松山市に在住している方
- (3) 高齢者や障がい者等の成年後見制度に理解がある方
- (4) 当該研修のすべてに参加することができる方
- (5) 市民後見人として活動する意思がある方
- (6) 次のいずれにも該当しない方

ア. 民法第 847 号の欠格事由に該当する方（※後見人等になれない理由者）

次に掲げる者は、後見人となることができない。

- ① 未成年者
- ② 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ③ 破産者
- ④ 被後見人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- ⑤ 行方の知れない者

イ. 民法第 20 条に規定する制限行為能力者（※判断能力が不十分な方）

未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人の行為能力に制限を受ける方。

ウ. 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 1 項の規定により被成年後見人と認められる方及び同上第 2 項の規定により被保佐人とみなされる方。

（※旧法で被成年後見人及び被保佐人とみなされる方）

（禁治産及び準禁治産の宣告等に関する経過措置）

旧法の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と、当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなす。

3. 日 時 平成24年3月10日（土）～平成24年3月31日（土）
※毎週土曜日4日間。
4. 場 所 松山市ハーモニープラザ 3階 多目的室1 （松山市若草町8－3）
※隣接の松山市総合福祉センター 5階 中会議室
5. 受講定員 20名（※応募が定員を超えた場合には、抽選いたします。）
※開講行事、基調講演Ⅰ・Ⅱ及びビデオ視聴（3月10日）は、受講者以外も参加可。
6. 受講料 無料
7. 修了証 養成講座の「基礎編」、「実務研修」ごとに修了証を交付する。
（※基調講演のみの参加者を除く）

8. カリキュラム

日	時 間	講 座 内 容	講 師	時間数
3/10 （土）	10:00 ～10:05	主催者挨拶 ※【公開プログラム】 ※午前中の日程（ビデオ視聴まで）の会場は 松山市総合福祉センター5階 中会議室	松山市社会福祉 協議会	
	10:05 ～10:10	オリエンテーション ※【公開プログラム】	—	
	10:15 ～11:05	○基調講演Ⅰ 【※公開プログラム】 「（仮題）成年後見制度の意義」	松山家庭裁判所	0.8
	11:05 ～11:35	○基調講演Ⅱ 【※公開プログラム】 「（仮題）市民後見活動への期待」	聖カトリナ大学 人間健康福祉学部 教授 山本 克司 氏	0.5
	11:40 ～12:10	○ビデオ 【※公開プログラム】 「自分らしい明日のために」 （民事法務協会製作）	—	0.5
	13:00 ～15:30	○高齢者、障がい者の権利擁護 「（仮称）成年後見に必要な人権の基礎知識」 ※成年後見制度の理念、自己決定の支援、 権利侵害等について	聖カトリナ大学 人間健康福祉学部 教授 山本 克司 氏	2.5
	15:40 ～17:10	○成年後見制度概論 ※民法等の法律に基づく成年後見制度の仕組みと成年後見人の職務概要について 【法律行為・契約、代理等】	司法書士 末光 祐一氏	1.5

3/17 (土)	9:00 ～10:00	○福祉制度と福祉サービス ～ 介護保険と福祉制度等の概要 ～	松山市介護保険課 副主幹 山内利博 氏	1.0
	10:10 ～11:40	○認知症高齢者、知的・障がい者の基本理解 ※認知症、精神障がい、知的障がい、発達 障がい等について	財団法人真光会 真 光園 院長 大久保 巖彦 氏	1.5
	12:30～ 14:00	○認知症高齢者、知的・障がい者の基本理解 (現場の関わりから) ■パート1 認知症高齢者の理解及び支援について	認知症の人と家族の 会 門屋 征洋 氏	1.5
	14:10 ～15:40	○認知症高齢者、知的・障がい者の基本理解 (現場の関わりから) ■パート2 精神障がい者の理解及び支援について	愛媛県精神保健福祉 士協会 事務局長 岡本 紀子 氏	1.5
	15:50～ 17:20	○認知症高齢者、知的・障がい者の基本理解 (現場の関わりから) ■パート3 知的障がい者への理解及び支援について	松山市社会福祉 協議会 福祉サービス課 佐藤 千洋 氏	1.5
3/24 (土)	9:00 ～11:30	○成年後見人に必要とされる民法等の法的基礎 知識 ※「民事上」「権利能力」「意思能力」等、 民事上の基礎的な法律用語の意味等につ いて	司法書士 末光 祐一氏	2.0
	11:30 ～12:00	松山市社協の後見支援員(※1)の業務 ※法人後見事業の後見支援員の業務及び 今後の活動について	松山市社会福祉協議 会 地域福祉課	1.0
	13:00～ 17:00	○財産管理と身上監護 事務の範囲、事実行為、後見人等の権限	司法書士 木原 道雄 氏	4.0
3/31 (土)	9:00 ～12:00	○現場における人権【グループワーク】	愛媛県社会福祉士会 村口 毅 氏	3.0
	13:00～ 14:30	○リスク管理、個人情報の保護	弁護士 野垣 康之氏	1.5
	14:40～ 17:10	○市民後見人の今後の課題	愛媛大学 法文学部総合政策学 科 宮崎 幹朗氏	1.5

(※1) 後見支援員＝松山市社会福祉協議会で実施している法人成年後見事業の支援員

9. 申込み 受講の申し込みについては、平成24年2月29日(水)(当日必着)までに松山市社会福祉協議会へ「氏名・住所・年齢・連絡先」を電話又はFAXにてお申し込み下さい。

なお、受講多数の場合には抽選での決定となりますのでご了承下さい。

- 10. その他**
- ・ 本養成講座を修了した方を対象に来年度（H24年4月以降）実務研修（施設学習及び成年後見制度体験学習）を実施する予定としております。なお、市民後見人の登録は実務研修修了後となります。
 - ・ 中・長期的には関係支援組織や専門職等と連携しながら後見活動を行う市民の発掘及び養成を目的として開催する。

11. 申込み及び問合せ先 松山市社会福祉協議会 地域福祉課（権利擁護担当）
〒790-0808
松山市若草町8—2
TEL. 089—913—9046
FAX. 089—941—4408